

平成29年度版

東京都社会福祉協議会会員の
法人代表者・施設長の皆様へ

役員賠償責任保険および役員災害補償保険のご案内

《役員賠償責任保険について》

役員の皆様が職務に安心してお取り組みいただくための保険です。今年度より保険料を改定（引き下げ）致します。詳細につきましてはパンフレットをご確認ください。

《役員災害補償保険について》

昨年より補償内容の一部改定がございます。主な改定点等は別紙『傷害保険等 商品改定のご案内』のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレットとあわせてご確認ください。役員の皆様の万一のお怪我に備えて、上記の役員賠償責任保険と合わせてご加入ください。



保険期間：平成29年7月1日（午後4時）～平成30年7月1日（午後4時）

募集締切日：平成29年6月16日（金）

加入依頼書の送付先（取扱代理店）・保険料のお支払先は P.5 および P.10 をご覧ください。

●中途加入につきましても随時受け付けています。

※中途加入の補償開始日は、申込み手続完了後（各月20日まで）の翌月1日になります。

社会福祉法人 **東京都社会福祉協議会**

引き続き安心して役員に就任いただくために

1. 「役員賠償責任保険」

(D&Oマネジメントパッケージ(経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険))

対象: 社会福祉法人の理事・監事の皆様

※評議員、理事会で選任された施設長も対象と致します。



本保険の特長

1. 役員等が行った行為（不作為を含みます）に起因して、役員等に対して損害賠償請求がなされたことにより役員等が被る『法律上の損害賠償金』、『争訟費用』に対して、保険金を支払います。また、『言いがかり』的な訴訟にも対応いたします。
2. 損害賠償請求が提起される「おそれの生じた状況」であっても弁護士に相談した場合の弁護士相談費用等所定の損害賠償請求対応費用を補償をいたします。
3. セクハラ・パワハラ等の雇用関係のトラブルにより、役員の皆様が管理責任を問われ、従業員から感謝料等の請求を受けた場合にも対応いたします（過労死・過労自殺も対象）。

昨年度より補償を拡大している点

社会福祉法改正に合わせ、役員・法人に負担が生じる損害・費用を、“充実した補償”で包括的に補償いたします。

1. 法人からの役員への賠償請求も補償いたします。
2. 過労死・過労自殺により、従業員から役員に訴訟が提起された場合にも、役員が負担する損害賠償金・争訟費用を補償いたします。
3. (1) 不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に社内調査を行うために法人が負担した費用。
(2) 法人に対して公的調査が開始された場合に役員が対応するために負担した費用。
4. 役員の後継人に対して追加支払限度額（1名1億円限度、全体で3億円限度）を補償します。

※保険料の負担について

本保険では、役員への給与課税なく、保険料を全て法人負担とすることが出来ます。

(1) 想定される事故事例と補償の概要

第三者からの訴訟 法人からの訴訟 や言いがかり訴訟まで
 社会福祉法人の役員の業務遂行に関する賠償リスクを補償します。

想定される事故事例

不適切な法人運営・管理

定款上許されない株式投資信託を購入し、値下がりにより損害を被った。専務理事の善管注意義務違反として、当該法人から訴えられた。

職員の不正

職員が不正に資金を流用し、法人に損失が発生、債務の返済が不可能となった。役員としての監視・監督を怠ったとして、法人の債権者から損害賠償請求訴訟が提起された。

パワハラ・セクハラ

社内でセクシュアルハラスメントを受けた女性職員から、法人が何ら再発防止策を講じないためにセクシュアルハラスメントを受け続け、精神的苦痛を受けたとして、慰謝料につき、役員が損害賠償を請求された。

職員の過労死・過労自殺

職員が過労死したのは、長時間労働を理事らは容易に認識できたにもかかわらず問題を放置したのが原因であり、理事は任務懈怠責任を負うとして、遺族から理事個人に対して、損害賠償を請求された。

重要



- ◎賠償請求を受けた場合、役員皆様の個人の財産で賠償しなければなりません。
- ◎賠償金の支払債務は相続の対象となり、相続人であるご家族が負担しなければなりません。

補償の概要

貴法人の役員等の皆様（被保険者）が、その業務について行った行為（不作為を含みます）に起因して、保険期間中に役員の皆様に損害賠償請求がなされたことによって被る損害や争訟費用等に対して、保険金をお支払いいたします。

第三者・従業員

役員（理事・監事）・評議員・理事会で選任された施設長

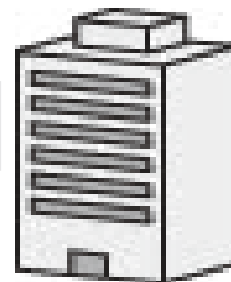
貴法人



不法行為等に基づく
損害賠償請求



債務不履行責任（善管注意義務違反）等に基づく損害賠償請求



民法第709条：不法行為責任等

民法第415条：債務不履行責任等

役員の日々の業務が、思わぬ損害賠償リスクにつながるおそれがあります。

役員賠償責任保険は、役員の損害賠償リスクを補償することで、
 役員の健全な経営判断および貴法人の更なる発展をサポートします。

(2) 主な補償内容

【特徴①】 費用の補償が充実!

【特徴②】 法人から役員への賠償請求(会社訴訟)も対象!

I 役員(個人被保険者)に関する補償

| 補償項目 (お支払いする保険金) | 補償の概要 (保険期間中に「対象事由(下線部)」が発生した場合に限り、 保険金をお支払いします。) | 補償対象地域 | | 想定している手続き | | | 保険期間中 支払限度額 | 免責金額 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------|-----------|----|-------|-------------------------------------------------------|------|
| | | 日本国内 | 日本国外 | 民事 | 行政 | 刑事 | | |
| 法律上の損害賠償金 | 個人被保険者が行った行為(不作為を含みます。)に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。 | ○ | ○ | ○ | | | 5000万円、 1億円、3億円 のいずれか。 | |
| 争訟費用 | 個人被保険者が行った行為(不作為を含みます。)に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことに関する争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。)によって生じた費用(個人被保険者または法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。)で、当社が必要、有益かつ妥当と認めたものであって、当社の事前の書面による同意を得て個人被保険者が負担したものに限りま。 | ○ | ○ | ○ | | | ※身体障害・ 財物損壊等 争訟費用に 起因する損 害については 上記の10% | なし |
| 役員に関する補償 役員費用 | 損害賠償請求対応費用 | ○ | ○ | ○ | | | 1億円 | なし |
| | 公的調査等対応費用 | ○ | ○ | | ○ | | | |
| | 刑事手続対応費用 | | | ○ | | ○ | | |
| | 財産または地位の保全手続等対応費用 | | | ○ | | ○ | | |
| | 信頼回復広告費用 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 損害賠償請求がなされるおそれのある状況(ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限りま)が発生した場合または損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者がその状況または損害賠償請求に対応するために負担した費用をいいます。 | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 公的機関からの要請に基づき法人が社内調査を開始した場合に、個人被保険者がその社内調査または公的調査に対応するために負担した費用をいいます。 | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| 日本国外において、個人被保険者に対して刑事手続が開始された場合に、個人被保険者がその刑事手続に対応するために負担した費用をい、個人被保険者が保釈条件に違反したときに刑事手続を管轄する裁判所が要求する金額に関し、その支払を保証するために発行する保釈保証書その他の金融商品にかかる保証料または手数料(保証金その他の担保は除きます。)を含みます。 | | | ○ | | ○ | | | |
| 日本国外において、個人被保険者に対して財産または地位の保全手続等が開始された場合に、その手続等がなされることを防ぐために個人被保険者が負担した費用をい、個人被保険者がその手続等に関して確認判決または差止め命令を請求する法的手続を行うために負担した費用を含みます。 | | | ○ | | ○ | | | |
| 個人被保険者に対して損害賠償請求または刑事手続がなされた場合であって、その損害賠償請求または刑事手続についての最終的な司法判断において個人被保険者に責任がないと認定されたときに、個人被保険者の評価または評判への影響を最小化する目的で、個人被保険者に責任がないと認定されたことを周知させるために個人被保険者が負担した費用をいいます。 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 500万円 | | |

II 法人補償に関する補償

| 補償項目 | 補償の概要 (保険期間中に I 「役員に関する補償」に規定する対象事由が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。) | 補償対象地域 | | 想定している手続き | | | 保険期間中 支払限度額 | 免責金額 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------|------|-----------|----|----|---------------------|-----------------|
| | | 日本国内 | 日本国外 | 民事 | 行政 | 刑事 | | |
| 会社補償 | 役員が被る損害について、法人が、法律、契約または定款等の規定に基づいて適法に、個人被保険者に対して補償を行ったことにより、法人が被る損害に対して、保険金をお支払いします。 | | | | | | I 「役員に関する補償」と同額(共有) | I 「役員に関する補償」と同額 |

(3) 加入タイプと保険料 ☆保険料を改定（引下げ）致しました。
 期の途中からのご加入が可能です。下記保険料の月割計算となります。

年間保険料（単位：円）

下表より保険料をご確認ください。各タイプともに免責金額は0円です。
 なお、「最近の決算年度の総資産額が200億円以上」、「社会福祉法人以外の法人形態」、「3億円以上の支払限度額を希望」の場合は、個別に年間保険料をお見積もりさせていただきますので、別途、取扱代理店までお問い合わせください。

| 補償パターン | 保険期間中 総支払限度額 | 総資産区分 | | | | | |
|--------|-----------------|---------|---------|----------|----------|-----------|------------|
| | | ①0～3億円 | ②3～10億円 | ③10～20億円 | ④20～50億円 | ⑤50～100億円 | ⑥100～200億円 |
| A | 5000万 | 56,200 | 60,600 | 61,140 | 66,000 | 72,830 | 80,920 |
| B | 1億円 | 79,570 | 82,080 | 83,600 | 91,560 | 100,280 | 121,380 |
| C | 3億円 | 122,270 | 126,540 | 132,090 | 147,620 | 172,900 | 205,200 |

※保険料は最近の決算年度における総資産額のランク別に定額保険料を設定します。
 （ランク内の額は、下限を「以上」、上限を「未満」とします。）

| | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約者 | <p>東京都社会福祉協議会 ※この保険契約は、東京都社会福祉協議会を保険契約者とし、その会員法人の役員を被保険者とする役員賠償責任保険（D&Oマネジメントパッケージ（経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険））の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は保険契約者が有します。</p> |
| 被保険者 | <p>①記名法人の全ての役員（理事・監事）（※）および評議員、②理事会にて選任された施設長、③記名法人（法人補償部分）。 ※この保険における「役員」とは、<u>理事・監事</u>をいいます。初年度契約の保険期間の初日以降に退任した役員及びこの保険期間中に新たに選任された役員も含まれます。</p> |
| 保険期間中 総支払限度額 | <p>5千万円・1億円・3億円の3パターンからご選択いただきます （免責金額はありません）</p> |

(4) お申し込み方法 ☆期の途中からのご加入が可能です（保険料は月割計算）。

加入手続き

- 添付の水色の「加入依頼書」、「告知事項申告書」に必要事項を記入・押印ください。
- 上記1の書類に加え、総資産額の分かる決算資料（貸借対照表等）を添えて、下記記載の取扱代理店までご送付ください。

<ご送付先> 有限会社東京福祉企画 Tel:03-3268-0910 Fax:03-3268-8832
 〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-2 研究社英語センタービル3階

- 保険料は下記の口座まで募集締切日までにお振込みください。

<お振込先> みずほ銀行 飯田橋支店 普通No.1460372
 福) 東京都社会福祉協議会 民間福祉職員労災上乗せ保険口

(5) 保険金支払対象外

お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- 次の事由は、個人被保険者ごとに個別に適用されます。
 - ・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由
 - ・被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。）に起因する対象事由
 - ・法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する対象事由
 - ・この保険契約の保険期間の初日において、被保険者が対象事由が発生するおそれのある状況（ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限り、）を知っていた（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の対象事由

- 次の事由は、すべての被保険者に適用されます。
 - ・保険証券記載の遡及日より前に行われた行為またはその行為に起因する一連の対象事由
 - ・初年度契約の保険期間の初日より前に会社に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に関与する一連の対象事由
 - ・この保険契約の保険期間の初日より前に発生していた対象事由の中で、疑われていた、または申し立てられていた行為に起因する一連の対象事由
 - ・戦争、内乱、変乱、暴動、騒じょうその他の事変に起因する対象事由
 - ・環境汚染、核物質の危険性、石綿（アスベスト）の有害な特性等に起因する対象事由
 - ・身体障害、精神的苦痛、財物損壊等、人格権侵害についての損害賠償請求（*1）（*2）

（*1）個人被保険者が身体障害・財物損壊等争訟費用を負担することによって被る損害（個人被保険者自身の直接の行為により発生した損害を除きます。）については補償対象です。

（*2）個人被保険者に対して雇用関連損害賠償請求（個人被保険者自身にセクハラ・パワハラ等の侵害行為があったという申立てに基づいてなされた損害賠償請求は除きます。）がなされたことにより個人被保険者が被る損害については補償対象です。

- ・記名子会社において発生した対象事由のうち、その記名子会社が記名法人の子会社に該当しない間に行われた行為に起因する一連の対象事由
- ・保険期間中に次に定める取引が行われた場合は、その取引の発効日の後に行われた行為に起因する対象事由
 - ①会社が第三者と合併すること、または会社の資産のすべてを第三者に譲渡すること。
 - ②第三者が、会社の総株主の議決権につき、直接または間接的に過半数を取得すること。
（保険契約者または被保険者が上記の取引が行われた事実を遅滞なく引受保険会社に対して書面により通知し、引受保険会社が書面により承認した場合を除きます。）
- ・被保険者が以下のいずれかの米国の法令に違反したと主張する申立てに基づき発生した対象事由
 - ①米国従業員退職所得保障法（ERISA法）
 - ②米国組織犯罪規制法（RICO法）
 - ③米国証券取引所法
- ・個人被保険者に対して、記名法人もしくはその子会社または他の個人被保険者からなされた損害賠償請求、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、個人被保険者に対して、記名法人もしくはその子会社または他の個人被保険者が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求（*3）（*4）
- ・米国の法令に基づき、会社に対してなされた有価証券損害賠償請求
- ・次の損害
 - ①税金、罰金、科料、過料、課徴金
 - ②法律上保険適用が認められない損害
 - ③汚染浄化費用またはこれによる損害 等
- （*3）他の個人被保険者からなされた損害賠償請求は補償対象です。分担割合の争訟費用、株主代表訴訟に関しても補償対象です。（免責としません。）
- （*4）会社から個人被保険者に対してなされた損害賠償請求（会社訴訟）は補償対象です。株主からの提訴請求に基づく会社訴訟も補償対象です。また、株主からの提訴請求に基づかない会社訴訟に関しては個人被保険者が負担する争訟費用のみ、補償対象です（免責としません。）

< 重大事由による解除について >

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合等

ご注意事項

●もし事故が起きたときは

対象事由が生じた場合は、遅滞なく、被保険者が最初にその対象事由を知った時の状況、対象事由の内容およびその対象事由の原因となる事実および行為に関する情報、他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。

対象事由が発生するおそれのある状況(ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります。)を知った場合は、遅滞なく、その状況および原因となる事実・行為について、発生日および関係者等その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

●ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、引受保険会社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。

また、引受保険会社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。

このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●ご加入の際のご注意

〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

〈通知義務〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご加入を解除することがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈代理店の業務〉

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効にご加入につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

●共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

〈引受保険会社と引受割合〉

この保険契約は以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

| 引受保険会社 | 引受割合 |
|-----------------------|-------|
| 東京海上日動火災保険(株)(幹事保険会社) | 80.0% |
| 三井住友海上火災保険(株) | 14.0% |
| 損害保険ジャパン日本興亜(株) | 6.0% |

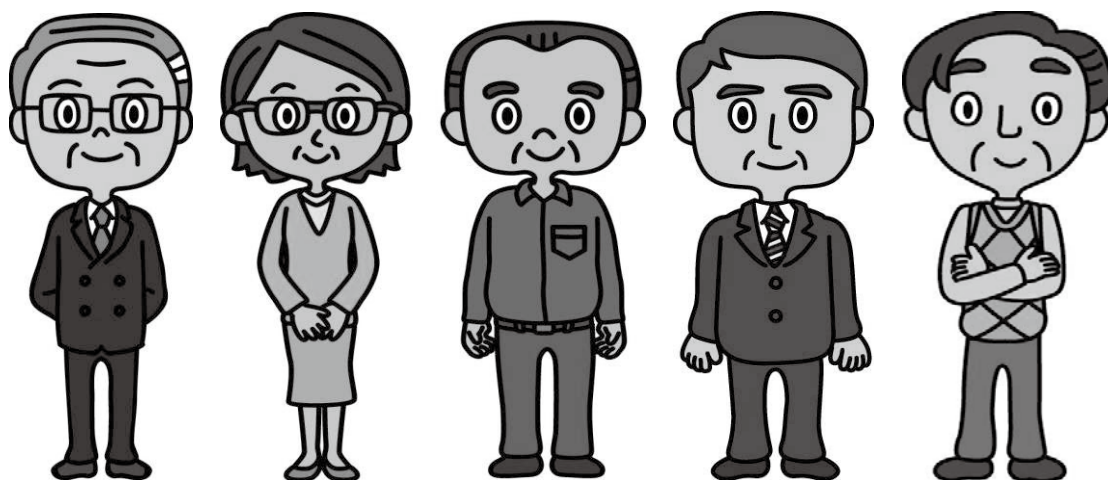
のご案内は、役員賠償責任保険(D&Oマネジメントパッケージ(経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険))の概要をご紹介したものです。ご加入に際しては、必ず保険約款をご確認ください。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

2. 常勤役員・非常勤役員災害補償保険

(総合生活保険(傷害補償)、管理下中のみ[※]の傷害危険補償特約・往復途上[※]傷害危険補償特約付帯総合生活保険(傷害保険))

常勤役員・非常勤役員が法人運営のための活動に従事中・往復途上などに偶然な事故でケガをされた場合の保険です!!

(常勤役員は、業務従事中、従事外を問わず補償します!!(24時間補償))



【平成29年度版について】

今回更新いただく常勤役員・非常勤役員災害補償保険につきまして、補償内容に一部改定があります。主な改定点等は別紙『傷害保険等 商品改定のご案内』のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

— 中途加入 —

中途加入の補償開始日は、申込み手続き完了後（各月20日まで）の翌月1日になります。保険料については、「(7). 中途加入」をご覧ください。

【ご加入内容に関する大切なお知らせ】

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、「重要事項説明書」にそってご確認ください。記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。万一誤りがありましたら、取扱代理店（有）東京福祉企画までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

本保険商品は、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等^{*}を補償する保険です。（病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。）。

^{*}管理下中のみ[※]の傷害危険補償特約・往復途上[※]傷害危険補償特約付帯の場合は、非常勤役員が法人運営のための活動に従事中等のケガに限ります。

お客様の意向に合致している場合は、本パンフレット・加入依頼書等の内容をご確認ください。

(1) 加入対象者および保険金支払い対象事故

| 種別 | 加入対象者（被保険者） | 保険金の支払い対象となる事故 |
|-------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 常勤役員 | 法人の常勤役員 理事長・常勤役員・施設長等 | 被保険者が日本国内外を問わず、業務従事中・通勤途上・日常生活で被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。 ～24時間補償～ |
| 非常勤役員 | 法人の非常勤役員 非常勤理事・評議員・監事等 | 被保険者が日本国内外問わず、法人運営のための活動に従事中、あるいはその往復途上において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。 |

※政府労災保険の加入者（特別加入者）、労災上乗せ保険の加入者も加入できます。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P.11記載の「補償のあらまし」をご覧ください。

※ここでいう非常勤役員とは、年間出勤日数が30日以内の方のことをいい、30日超の方は常勤役員とします。

※非常勤役員の方でも24時間補償にご加入いただくことは可能です。

(2) 保険金の支払い

本保険の保険金は、法人にお支払いします。法人から被保険者（常勤役員・非常勤役員）にお支払い下さい。

※傷害保険では原則死亡保険金は法定相続人にお支払しますが、本契約では企業等の災害補償規定等特約を付帯し法人（契約者）を死亡保険金受取人に指定いただきます。法人を死亡保険金受取人に指定するにあたり必ず被保険者（保険の対象となる方）の同意が必要であり、本保険の対象となる常勤役員・非常勤役員の同意をいただいた上でご契約ください。また、法人契約特約を付帯し、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人にお支払いします。同意の確認書類として別添の「災害補償規程」「保険金受取人指定に関する周知事項等確認書」「被保険者代表者確認書」「傷害保険契約締結に関する通知」を必ず加入依頼書に添えてご提出ください。

(3) 補償内容

■補償種別および保険金額

| 補償種別 | 常勤役員（24時間） | 非常勤役員（管理下のみ） |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 死亡・後遺障害保険金 （事故の日からその日を含めて180日以内） | 20,500千円 | 7日以内 17,500千円 8～15日 17,100千円 16～30日 16,800千円 |
| 入院保険金 （事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限り1事故180日を限度） | 1日 7,000円 | 1日 4,500円 |
| 手術保険金 （事故の日からその日を含めて180日以内） | 入院保険金日額の10倍（入院の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 | |
| 通院保険金 （事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り1事故90日を限度） | 1日 4,000円 | 1日 3,000円 |

※上記のタイプがご意向に沿わない場合やご不明な点がある場合は、本パンフレットに記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

(4) 保険料（年額）

常勤役員災害補償保険……………1名あたり 44,830円

非常勤役員災害補償保険………1名あたり 3,920円

非常勤役員災害補償保険の保険料は、年間活動日数7日以内の場合です。

（年間活動日数が8～15日の場合は6,910円、16～30日の場合は10,090円になります）

※非常勤役員災害補償保険（7日以内）は団体割引10%を適用した保険金額・保険料です。

非常勤役員災害補償保険（8～15日以内）は団体割引5%を適用した保険金額・保険料です。

詳細につきましては(有)東京福祉企画または東京海上日動火災保険㈱までお問い合わせ下さい。

※上記の保険料は被保険者（本人）の職種級別または管理下中に行う業務に応じた職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A（管理的職業従事者、事務従事者、介護士等）の方を対象としたものです。それ以外の職種の場合は、(有)東京福祉企画にお問合せください。

(5) 保険期間

平成29年7月1日午後4時～平成30年7月1日午後4時

(6) 他の保険等との関係

本保険は、健康保険・生命保険・自動車保険・加害者からの賠償金等とは関係なく支払われます。

(7) 中途加入

中途加入の補償開始日は、申込み手續完了後（各月20日まで）の翌月1日になります。
保険料については、下記のとおりです。

① 常勤役員災害補償保険

| 加入日（期間） | 1名あたり保険料 | 加入日（期間） | 1名あたり保険料 |
|------------|----------|-----------|----------|
| 8月1日（11ヵ月） | 41,090円 | 2月1日（5ヵ月） | 18,670円 |
| 9月1日（10ヵ月） | 37,370円 | 3月1日（4ヵ月） | 14,950円 |
| 10月1日（9ヶ月） | 33,620円 | 4月1日（3ヵ月） | 11,210円 |
| 11月1日（8ヵ月） | 29,880円 | 5月1日（2ヶ月） | 7,470円 |
| 12月1日（7ヵ月） | 26,160円 | 6月1日（1ヶ月） | 3,740円 |
| 1月1日（6ヵ月） | 22,420円 | | |

② 非常勤役員災害補償保険

いずれの時期に加入されても、年間活動日数が7日以内の場合は保険料が1名あたり3,920円です。
（年間活動日数が8～15日の場合は保険料が6,910円、16～30日の場合は保険料が10,090円になります）

※保険期間の途中で役員の退任・交代があった場合には、(有)東京福祉企画までご連絡ください。

(8) お申込み先

（東京都社会福祉協議会指定代理店） 有限会社 東京福祉企画 Tel：03 - 3268 - 0910
〒162 - 0825 東京都新宿区神楽坂 1-2 研究社英語センタービル 3階

(9) 保険料お振込先

みずほ銀行 飯田橋支店 普通 No.1460372
福) 東京都社会福祉協議会 民間福祉職員労災上乗せ保険口

(10) 必要書類一覧

- 加入依頼書
 加入者名簿
その他、必要書類については、以下の表をご参照ください。

| 区分 | 必要書類 | 印 | |
|------|--------------------------|-----|---------|
| 常勤役員 | (1) 災害補償規程 | 代表印 | 添付資料①-1 |
| | (2) 保険金受取人指定に関する周知事項等確認書 | 代表印 | 添付資料②-1 |
| | (3) 被保険者代表者確認書 | 個人印 | 添付資料③-1 |
| | (4) 傷害保険契約締結に関する通知 | 代表印 | 添付資料④-1 |

| 区分 | 必要書類 | 印 | 7日以内 | 8～15日 | 16～30日 |
|-------|--------------------------|-----|---------|---------|---------|
| 非常勤役員 | (1) 災害補償規程 | 代表印 | 添付資料①-2 | 添付資料①-3 | 添付資料①-4 |
| | (2) 保険金受取人指定に関する周知事項等確認書 | 代表印 | 添付資料②-2 | 添付資料②-3 | 添付資料②-4 |
| | (3) 被保険者代表者確認書 | 個人印 | 添付資料③-2 | 添付資料③-3 | 添付資料③-4 |
| | (4) 傷害保険契約締結に関する通知 | 代表印 | 添付資料④-2 | 添付資料④-3 | 添付資料④-4 |
| | (5) 非常勤役員の年間活動予定表または実績表 | 代表印 | 添付資料⑤ | 添付資料⑤ | 添付資料⑤ |

■ 総合生活保険(傷害補償)補償のあらまし

「急激かつ偶然な外来の事故」*1により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払します。

*1 非常勤役員は、法人運営のための活動に従事中(往復途上を含みます。)に被った急激かつ偶然な外来の事故

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

| | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|----------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 傷害補償基本特約 | 死亡保険金 | <ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ |
| | 後遺障害保険金 | <ul style="list-style-type: none"> ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ |
| | 入院保険金 | <ul style="list-style-type: none"> ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ |
| | 手術保険金 | <ul style="list-style-type: none"> ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ |
| | 通院保険金 | <ul style="list-style-type: none"> ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ |

このパンフレットは総合生活保険（傷害補償）の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である（社）東京都社会福祉協議会にお渡しする予定です。必要に応じ（社）東京都社会福祉協議会までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、（有）東京福祉企画までお問い合わせください。

<引受保険会社と引受割合>

この保険契約は以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

| 引受保険会社 | 引受割合 |
|---------------------|-------|
| 東京海上日動火災保険㈱（幹事保険会社） | 80.0% |
| 三井住友海上火災保険㈱ | 14.0% |
| 損害保険ジャパン日本興亜㈱ | 6.0% |

—団体契約について—

この保険契約は、東京都社会福祉協議会を保険契約者とした団体契約で、保険証券を請求する権利・保険契約を解約する権利等は、原則として東京都社会福祉協議会が有します。なお、本保険契約につき、ご不明な点がございましたら、取扱代理店におたずねください。

この保険の被保険者の範囲は東京都社会福祉協議会に加入している法人の常勤役員、非常勤役員の方に限ります。ご確認の上、ご加入いただきますようお願い申し上げます。

住所・連絡先等を含めた契約内容の変更については、以下の加入内容変更依頼書にご記載の上、FAXしていただいた後、東京福祉企画までご郵送ください。

有限会社 東京福祉企画

〒162-0825

東京都新宿区神楽坂 1-2 研究社英語センタービル 3 階

FAX：03-3268-8832

東京都社会福祉協議会 団体保険制度 加入内容変更依頼書

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 御中

1. 変更の対象となる制度

(1) 役員賠償責任保険 (2) 常勤役員・非常勤役員災害補償保険 ※該当に○を記載ください。

| | | | |
|---------|-----------------------------------|------|----------------------|
| 法人住所 | (〒 -) | 担当者名 | |
| 法人名・団体名 | (フリガナ) <input type="checkbox"/> 印 | 連絡先 | TEL: - - FAX: - - |

2. 下記のとおり、加入内容の変更を通知します。

| 変更事項 | 変更内容 | |
|-----------------------------------|--------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> 住所・連絡先変更 | 変更依頼日 | 平成 年 月 日 |
| <input type="checkbox"/> 法人名の変更 | 変更内容を具体的に記載してください。 | |
| <input type="checkbox"/> 解約 | | |
| <input type="checkbox"/> その他の変更 | | |

※役員賠償責任保険において、役員の数変更については、ご提出不要です。

3. 解約等により保険料が返還となる場合は、以下口座記入欄に振込先口座をご記入ください。

| | | | | |
|------|---------------------------------------------------|----------------------|------|----------|
| 金融機関 | フリガナ | 銀行 信金 農協 信託 信組 労金 | フリガナ | 本店 支店 |
| 口座種類 | <input type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 当座 | 口座番号 | | |
| 口座名義 | フリガナ | | | |

| | | | | | |
|-------------|---------------|----------|--------|------------|-----|
| 保険会社 使用欄 | 変更 受付 日 | 平成 年 月 日 | 本店・担当店 | 公務第一部東京公務課 | 受付印 |
| | | | 取扱代理店 | 東京福祉企画 | |

東京都社会福祉協議会がご提供する団体保険制度の一覧表

以下の一覧表は団体保険制度の概要を示したものとなります。制度の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

| NO. | 保 険 名 | 保険期間 | 募集時期 | 中途加入 | 保 険 概 要 |
|-----|-------------------------|-------------------|------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ボランティア保険 | 毎年4月1日～ (1年間) | 随時 | 随時 | ボランティア活動中の傷害リスクおよび賠償責任リスクを補償する制度。 |
| 2 | 行 事 保 険 | 毎年4月1日～ (1年間) | 随時 | 随時 | 福祉活動やボランティア活動または、市民活動の一環として、非営利団体が主催する行事参加中の傷害リスクおよび賠償責任リスクを補償する制度。 |
| 3 | 情報漏えい保険 | 毎年4月1日～ (1年間) | 2月頃 | ○ | 個人情報漏えいした場合の賠償責任および各種負担する費用を補償する制度。 |
| 4 | 社 協 の 保 険 | 毎年4月1日～ (1年間) | 2月頃 | ○ | 社協が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。 |
| 5 | 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス 総 合 保 険 | 毎年4月1日～ (1年間) | 2月頃 | ○ | 在宅福祉サービスを提供する事業者が業務の遂行に起因して被った法律上の賠償責任を補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。 |
| 6 | 労 災 上 乗 せ 保 険 | 毎年7月1日～ (1年間) | 5月頃 | ○ | 職員・従事者が業務上または、通勤途上の災害によって身体に障害を被った場合に、その職員・従事者本人やその家族が災害補償規定に基づき補償をする制度。 |
| 7 | 常勤役員・非常勤役員災害補償保険 | 毎年7月1日～ (1年間) | 5月頃 | ○ | 常勤・非常勤役員が法人運営活動従事中・往復途上などに偶然な事故でケガをした際の傷害リスクを補償する制度です。常勤役員は、業務従事中、従事外を問わず補償します（24時間補償）。 |
| 8 | 役員賠償責任保険 | 毎年7月1日～ (1年間) | 5月頃 | ○ | 役員の賠償リスクを補償する制度です。 |
| 9 | 社会貢献型後見人に係る損害保険 | 毎年8月1日～ (1年間) | 6月頃 | ○ | 社会貢献型後見人が社会貢献型後見人の業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。 |
| 10 | 地域福祉権利擁護事業保険 | 毎年10月1日～ (1年間) | 8月頃 | ○ | 地域福祉権利擁護事業を行う生活支援員が被る賠償責任リスクを補償する制度です。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。 |
| 11 | 介 護 事 業 者 総 合 保 険 | 毎年10月1日～ (1年間) | 8月頃 | ○ | 介護事業者が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。 |
| 12 | 社 会 福 祉 施 設 損 害 保 険 | 毎年10月1日～ (1年間) | 8月頃 | ○ | 社会福祉施設が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。 |

【お問合せ先】 取扱代理店： **東京福祉企画（東京都社会福祉協議会指定代理店）**

TEL：03-3268-0910

FAX：03-3268-8832

HP：http://www.tokyo-fk.com

本保険に関するお問い合わせ先

● 取扱代理店

有限会社 東京福祉企画

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-2 研究社英語センタービル3階

TEL 03(3268)0910 FAX 03(3268)8832

ホームページアドレス <http://www.tokyo-fk.com>

● 団体契約者

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

(団体窓口) 福祉部 経営支援担当

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

TEL 03(3268)7232 FAX 03(3268)2148

この他にも、社会福祉事業やボランティア活動を総合的にフォローアップするために、各種保険を取り揃えております。各窓口へお問い合わせください。

● 引受保険会社(幹事)

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 公務第一部 東京公務課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 (ラ・メール三番町10F)

TEL 03(3515)4126 FAX 03(3515)4127

● 事故発生時のお問い合わせ先

〈役員賠償責任保険〉

東京海上日動火災保険株式会社 コマーシャル損害部 海外賠償・航空グループ

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1

FAX 03(5223)3050

〈役員災害補償保険〉

東京海上日動火災保険株式会社 本店損害サービス第二部

傷害保険損害サービス第一課 東社協担当

〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビル6階

TEL 03(6632)0482 FAX 03(6402)3562

《事故の際のご連絡方法について》

事故のご連絡の際は、事故報告用紙と加入者証を、上記、「事故発生時のお問い合わせ先」までFAXください。
ご送付いただきました事故報告用紙と加入者証を確認の上、保険会社担当者から折り返しご連絡いたします。

《保険料お振り込み先》

みずほ銀行 飯田橋支店 普通No.1460372

福) 東京都社会福祉協議会 民間福祉職員労災上乗せ保険口

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <通話料有料>

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)